第2章 目標達成のための施策と取組





第2章 目標達成のための施策と取組

第1 施策目標と取組の体系

施策目標 I 共生社会実現に向けた取組の推進

- 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組
- 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進
- 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 1 地域におけるサービス提供体制の整備
- 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備
- 3 入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
- 4 障害者の住まいの確保
- 5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
- 6 安全・安心の確保

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

- 1 障害児への支援の充実
- 2 全ての学校における特別支援教育の充実
- 3 職業的自立に向けた職業教育の充実

施策目標IV いきいきと働ける社会の実現

- L 一般就労に向けた支援の充実・強化
- 2 福祉施設における就労支援の充実・強化

施策目標Vサービスを担う人材の養成・確保

- 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実
- 2 重症心身障害児(者)施設における人材の確保と養成



第2 目標達成のための具体的な取組

施策目標I 共生社会実現に向けた取組の推進

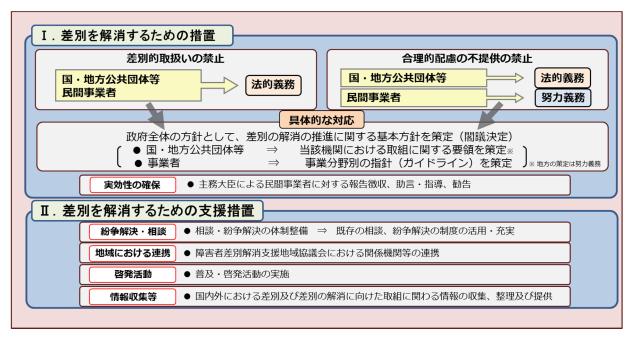
- 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組
- (1) 障害者差別の解消を推進する取組

現状と課題

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」 を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、 障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。

また、障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止 及び合理的配慮の提供義務が定められ、各々の民間の事業主等は、国の指針等を踏まえて 対応することとされました。

障害者差別解消法の概要



(内閣府資料より作成)





障害者差別解消法では、障害者基本法と同様、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの、とのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた上で、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を社会的障壁と定義し、その除去を進め、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら生活できるようにする必要があると規定しています。

合理的配慮は、個別の事案ごとに、障害の特性、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、適切な対応のためには、都民一人ひとりが法の趣旨について理解を深めることが不可欠です。また、合理的配慮を的確に行うには、ハード面のみならずソフト面を含めた環境の整備を併せて進めることも重要です。

また、同法において、行政機関等は、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、 障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供についても法的義務 とされています。

東京都は、障害者差別解消法の施行を契機に、東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置、差別解消ハンドブックの作成などにより、法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、都自らも、行政サービスの主体として適切に対応できるよう、職員対応要領を策定しました。

また、障害者への差別の解消を一層進めていくために、これらの取組に加え、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」(以下「障害者差別解消条例」という。)を制定(平成30年10月施行)し、全ての都民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること、障害者が社会を構成する一員として社会活動等に参加する機会が確保されること、性別や年齢等による障害者の複合的困難への適切な配慮がなされること等を基本理念とし、取組を推進しています。

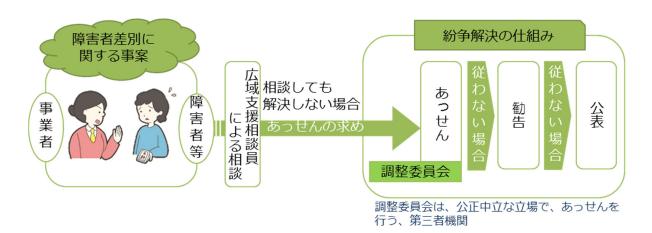
障害者差別解消条例の制定により、東京都は、民間事業者における合理的配慮の提供を 義務化するとともに、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相 談・紛争の解決の仕組みを整備し、障害を理由とする差別に関する相談を専門に受け付け る広域支援相談員を配置しました。また、あわせて、情報保障の推進や、都民及び事業者 の障害及び障害者への理解を深めるための啓発を行っています。

障害者差別解消法と障害者差別解消条例の比較

	障害者差別解消法		障害者差別解消条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務



障害者差別解消条例における紛争解決の仕組み



※ 相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。 第三者機関である調整委員会が、公正中立な立場であっせんを行い、従わない場合は、勧告・公表を行う ことができる仕組みです。

取組の方向性

(行政サービス等における配慮等)

事業者等が障害者差別解消法・障害者差別解消条例を正しく理解し、適切に障害者への 差別解消に向けた取組を進めるよう、東京都は、障害者への差別解消に関する相談事例を 広く周知するなど、事業者等の主体的な取組に資する支援を行います。

都自らも、行政サービスの主体として、東京都が行うあらゆる分野における事務・事業で、合理的配慮が適切に提供されるよう、バリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、 職員に対する研修等を着実に進めていきます。

また、東京都選挙管理委員会においては、選挙のお知らせの点字版・音声版の配布等を 行っており、関係法令の改正を踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の 充実に引き続き努めていきます。

投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保のため、郵便等投票の周知、病院や障害者支援施設等における不在者投票等の充実を図ります。また、スロープの設置や車いすの配置等による投票所のバリアフリー化等、投票環境の向上に引き続き取り組みます。

(障害者差別解消法・障害者差別解消条例の普及啓発)

東京都は、引き続き、広く都民、事業者に対して、障害者への差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法・条例の趣旨の普及を図っていきます。



また、障害者への差別の解消を進めるには、 障害者が困ったり支援が必要なときに意思表示や相談ができるよう、障害者差別解消法・障害者差別解消条例の趣旨や相談・紛争解決の仕組み等について、障害者本人の理解を促進することも重要です。東京都は、漫画やイラストを入れたパンフレットの「分かりやすい版」を活用するなど、今後も、障害者への普及啓発に取り組んでいきます。



(障害者差別解消条例普及啓発パンフレット 「分かりやすい版」表紙)

なお、障害者差別解消法は、施行から3年が経過し、法の見直しについて、国において 検討が行われています。東京都は、国の動向を注視しながら、引き続き、障害者への差別 の解消に向けた取組を推進していきます。



(2) 障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進

現状と課題

平成30年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「社会参加をする 上で妨げになっていること」について、「まわりの人の障害者に対する理解不足」を挙げた 割合は、身体障害者で 9%、知的障害者で 20%、精神障害者で 22%でした。また、平成 31年インターネット福祉保健モニターアンケートでは、「障害のある方と付き合う中で、 戸惑ったり悩んだりした経験がある」が 63%で、このうち「困っているようなのにどの ように手助けすればいいのかわからなかった」と「障害者の行動・言動などによって戸惑 ったり悩んだりした」の割合がいずれも22%でした。

障害者と付き合う中で、戸惑ったり 悩んだりした経験(N=122)

ある,

63.1%

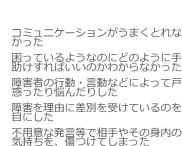
どちら

ともい

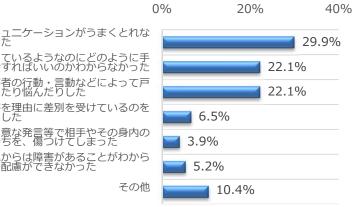
えない, 18.0%

ない.

18.9%



どのようなときに戸惑ったり悩んだりしたか(N=77)



(インターネット福祉保健モニターアンケート「障害及び障害のある方への理解」について (平成31年3月 福祉保健局発表))

「全ての都民が共に暮らす共生社会」を実現するためには、全ての都民が、様々な心身 の特性や考え方について、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の推進が重 要です。全ての都民が、人々の多様性を理解し、お互いに尊重し支え合いながら共に生活 する社会の実現が望まれます。

取組の方向性

(障害及び障害者への理解促進)

障害者に対する偏見や誤解の解消には、都民等が、障害や障害の特性を理解し、障害者 が日常生活や社会生活を営む上での困難さについて、自らの身近な問題として考え、行動 に移すことが重要です。



そのため、都民・事業者向けシンポジウムを開催し、障害及び障害者への理解を深め、 合理的配慮を考えるきっかけ作りを行っていきます。

また、都民等が障害や障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を理解し、援助の方法等を知ることができるよう、合理的配慮の好事例等を盛り込んだ事例集の配布等を行います。

将来の社会の担い手である児童や生徒が、障害及び障害者への理解を深めることも重要です。東京都は、児童や生徒が人々の多様性を理解し、思いやりの心を育んでいけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する教育の推進について、区市町村の取組を支援します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)に向けて実施している「オリンピック・パラリンピック教育」において、障害者スポーツの体験や特別支援学校の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流などを通じ、障害者理解に向けた教育の充実に取り組んでいきます。

毎年 12 月の障害者週間に際して、障害に関するシンボルマークの紹介や、都民の理解と協力を呼びかけるポスターの作成・配布を行います。

また、障害に関する知識や障害特性に応じた援助の方法等について、ホームページによる情報発信を行うなど、様々な広報媒体を活用して、障害及び障害者について、広く都民への理解促進を図っていきます。

(ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進)

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」を活用して思いやりの心を醸成します。

また、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及を促進します。

「ヘルプマーク」は、平成 29 年7月から JIS(案内用図記号)として全国共通のマークとなり、多様な場所で活用・啓発できる ようになっています。東京都は、広域的な普及を含め、引き続き積極的な普及啓発に取り 組んでいきます。





(優先席に標示されている ステッカー)

(表面:東京都標準様式)



(裏面:参考様式)

(ヘルプカード)



(3)情報バリアフリーの充実

現状と課題

障害等により情報を得ることが困難な人が、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、点字、手話・筆記、デジタル技術等による多様な情報提供手段により 円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、安全、安心、快適な生活を送り、社会活動等に参加する上で重要です。

行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障害特性や年齢による複合的困難等を踏まえた配慮や提供手段の充実が必要です。また、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図ることが求められます。

また、意思の疎通に困難を抱える人が自らの意思を表示できる手段を確保し、他人と意思疎通を図ることができるよう配慮することも必要です。

東京都は、これまで、視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字化や手話などのほか、デジタル技術等を活用し、様々な情報提供を行うとともに、意思疎通に係る支援を行ってきました。

今後も障害者を含めた全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、多様な情報提供手段により容易に入手及び発信できる環境を整備していく必要があります。

取組の方向性

障害等により情報を得ることが困難な人が、円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者等だけでなく都民や事業者にとっても必要であるという認識に基づき「情報バリアフリー」の充実に引き続き取り組みます。

多様な情報伝達方法により情報提供を進めるなど、情報バリアフリーを充実させるための区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。

高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報やバリアフリー情報について、ホームページを活用して提供するとともに、内容の更なる充実と分かりやすい情報提供に努めていきます。



視覚障害者や盲ろう者等の移動やコミュニケーションを支援するための取組を推進し、 社会参加の促進を図ります。

聴覚障害者のコミュニケーションの手段である手話については、手話が言語であるという認識のもと、日本の手話の普及促進や、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げる取組を引き続き進めていきます。また、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施し、都庁内における聴覚障害者の情報保障を推進します。

失語症のため意思疎通を図ることが困難な人の社会参加の促進のため、意思疎通の支援者を養成するとともに、会話支援等を行うサロンを試行的に設置し、そのノウハウを区市町村とも共有することで、区市町村における失語症者向けの意思疎通支援の取組を促していきます。



2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進

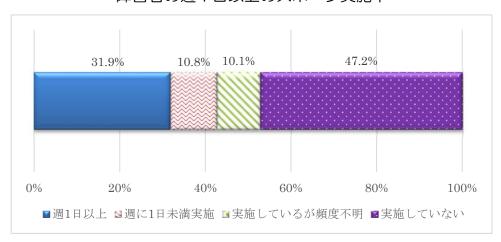
(1) 障害者スポーツの振興

現状と課題

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と定められ、「障害者スポーツの推進」が明記されました。

東京都は、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを楽しめる「スポーツ都市東京」の実現を目指し、平成30年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、障害者スポーツの理解促進・普及啓発、身近な地域で様々なスポーツに親しめる場の開拓・支える人材の育成、競技力向上の3つの視点に基づき、障害者スポーツ振興に向けた施策の展開を図ってきました。また、それを支える土台づくりとして、企業や団体等の多様な主体による障害者スポーツを支える取組の支援を行っています。

都内に居住する 18 歳以上の障害のある方を対象にした、令和2年度「障害者のスポーツに関する意識調査」によれば、過去1年間にスポーツや運動を行った日数について、週に1日以上スポーツや運動を実施した人は31.9%、スポーツや運動を実施していない人は47.2%となっています。



障害者の週1日以上のスポーツ実施率



また、全体の約半数(52.8%)の人がスポーツや運動に関心がないとなっています。

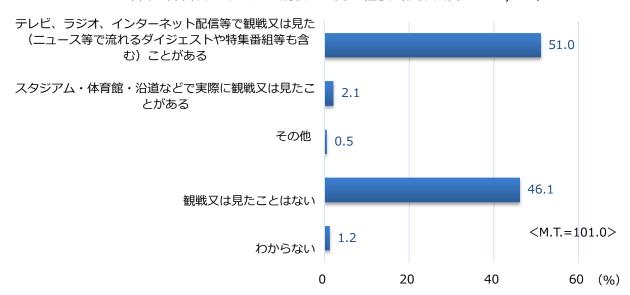


現在のスポーツ・運動への取組

(令和2年度「障害者のスポーツに関する意識調査」より作成(令和3年2月東京都オリンピック・パラリンピック準備局発表))

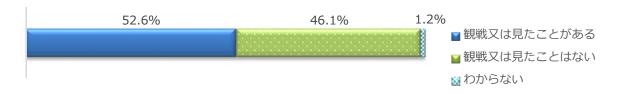
令和2年3月発表の、都民を対象にした「オリンピック・パラリンピック開催、障害者スポーツに関する世論調査」では、障害者スポーツを「テレビ、ラジオ、インターネット配信等で観戦又は見た(ニュース等で流れるダイジェストや特集番組等も含む)ことがある」や「スタジアム・体育館・沿道などで実際に観戦又は見たことがある」など、この1年間に障害者スポーツを観戦又は見たことがある人の割合は半数を超えています。

1年間に障害者スポーツを観戦又は見た経験(複数回答、N=1,843)





1年間に障害者スポーツを観戦又は見た経験の有無(N=1,843)



(「オリンピック・パラリンピック開催、障害者スポーツに関する世論調査」(令和2年3月 生活文化局発表))

夏季パラリンピック大会を2度開催する世界初の都市として、障害者スポーツをポピュ ラーなコンテンツとし、障害の有無を問わず誰もがユニバーサルなスポーツとして楽しめ るよう、取組をより一層推進していく必要があります。

取組の方向性

(障害者スポーツの環境づくりの推進)

「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、障害者スポーツ振興の取組を積極的に進めていきます。

多様なメディアを活用した広報や、障害者スポーツを体験するイベントの充実により、障害のある人にもない人にも広く障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図るとともに、障害のある人が、スポーツを始めるきっかけを提供していきます。

また、障害のある人が身近な地域で継 続的にスポーツに親しめるよう、都立特



都立特別支援学校活用促進事業 (スポーツ・レクリエーション教室の様子)

別支援学校の体育施設の活用を促進するなど、障害のある人がスポーツに親しむ場を拡大していくとともに、「障がい者スポーツ指導員」の資格取得促進やボランティア募集・参加申込のオンライン化等により、障害者スポーツを支える人材の育成・活動活性化を更に促進します。

あわせて、国際舞台で活躍する東京ゆかりのアスリートの発掘・育成・強化や、競技団体の体制強化を目的とする支援とともに、競技スポーツに取り組む障害のある人を増やす取組等により、障害者スポーツの競技力向上を図っていきます。



東京 2020 大会の開催やその先を見据え、障害者スポーツの更なる振興と、障害者スポーツを通じた障害のある人とない人の相互理解と交流の促進を図ります。

(特別支援学校における障害者スポーツの振興)

東京 2020 大会の開催に向けて、都立特別支援学校においても障害者スポーツを推進していくため、「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」(以下「教育推進校」という。) において障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や優れた外部指導者を活用した部活動の一層の振興を図ります。

教育推進校を地域におけるスポーツ活動の拠点の一つに位置付け、卒業生をはじめとした、地域の障害のある人々が障害の種類や程度に応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備していきます。



(2) 文化芸術活動の推進

現状と課題

平成30年6月、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

東京都は、東京 2020 大会の開催やその先を見据え、芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を平成27年3月に策定し、あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤の構築を戦略の一つとして掲げ、障害者アートへの支援や障害者の鑑賞・参加を促す活動の推進等、文化の面でバリアフリーな都市として認知される取組を展開しています。

令和元年6月には、障害の有無にかかわらず全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を引き続き進める必要があります。

取組の方向性

障害者の社会参加を促進するため、これまでも 障害者総合美術展やふれあいコンサート、都内特 別支援学校の総合文化祭などを実施してきたこと に加え、平成30年度からは、芸術文化活動を行 う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業 所、文化施設等を支援する拠点を設置し、相談支 援や、人材の育成、発表等の機会の創出等の支援 を行っています。

また、様々な社会環境にある人が共に参加し、 個性を尊重し合いながら、創造性を発揮すること のできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし、 社会や都市の様々な課題に取り組む活動に対して 助成するなど、あらゆる人に開かれた芸術のあり 方を推進する先駆的な活動を支援しています。



第35回東京都障害者総合美術展最優秀賞「道祖神」茗荷拓也さん



東京都は、引き続き、これらの取組を通じて、文化芸術を楽しむこと、創造すること、 発表すること等の多様な活動の選択肢及び参加する機会の確保等により、障害者の個性や 能力の発揮及び社会参加の促進を推進していきます。

視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、点字 図書館における点字図書や録音物の貸出等の支援や製作者の人材養成を行うなど視覚障害 者等の読書環境の整備を引き続き進めていきます。



(3) 生涯学習・地域活動等への参加の推進

現状と課題

スポーツや芸術活動、教育等、生涯にわたり、様々な学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことは人生を豊かにします。障害のある人が、様々な障壁のため、こうした活動に参加できないことのないよう合理的配慮が求められるとともに、学びと交流を通して、地域の中で孤立したり、引きこもってしまうことがなくなるよう、様々な配慮が必要です。

取組の方向性

青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場として、身近な地域に活動の場を確保し、様々な人々との交流、社会生活に必要な知識や技能の習得のための学習会、ボランティア活動参加など、多様な活動の場の確保や取組に対して引き続き積極的に支援していきます。

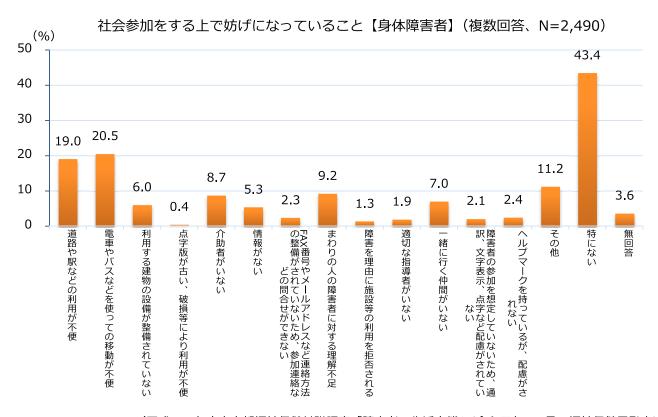


3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

現状と課題

(バリアフリー化の状況)

平成30年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動」について、身体障害者では「活動したいと思うができない」の割合が24%でした。また、「社会参加をする上で妨げになっていること」について、同じく身体障害者では、「電車やバスなどを使っての移動が不便」が最も高く21%、その他「道路や駅などの利用が不便」が19%、「利用する建物の設備が整備されていない」が6%となっています。



(平成30年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」(令和元年10月 福祉保健局発表))

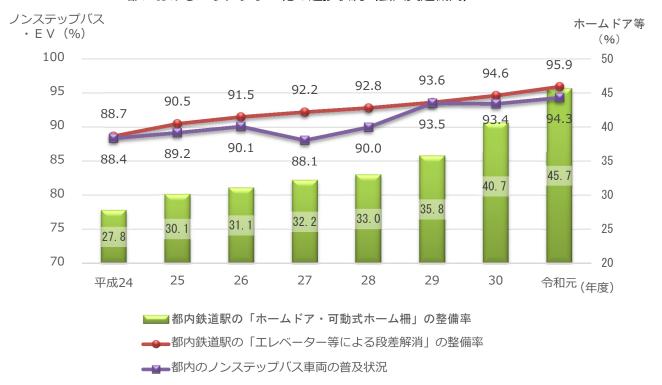
東京都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、「東京都福祉のまちづくり条例(福祉のまちづくり条例)」に基づき、「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。



建築物のバリアフリー化については、同条例に加え、「高齢者、障害者等が利用しやすい 建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)」に基づき、新築・改修の際に、着 実にバリアフリー化を促進してきました。

また、鉄道駅におけるエレベーター等による段差解消の整備率やノンステップバスの整備率は9割を超えるなど、交通機関や公共空間のバリアフリー化は、着実に進展してきています。

都におけるバリアフリー化の進捗状況(公共交通機関)



(都市整備局、交通局資料より作成)

しかし、依然として、社会参加をする上で妨げがあるとする障害者の割合は少なくない ことから、高齢者等も含めた全ての人が、安全、安心、快適に利用できるよう、更に福祉 のまちづくりを推進していく必要があります。

東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の機運を今後に生かし 、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めることが重要です。





取組の方向性

東京都は、平成31年3月に、令和5年度までを計画期間とした「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。引き続き、本計画と東京都福祉のまちづくり推進計画の連携を相互に図りながら施策を展開していきます。

東京 2020 大会の開催やその先を見据え、都立競技会場については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適用するとともに、障害のある人や学識経験者などからなる「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、そこでの意見等を踏まえて施設整備を実施しました。また、競技会場や観光施設周辺等の道路のバリアフリー化もあわせて進めています。加えて、障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境を整備するため、宿泊施設等のバリアフリー化も進めています。

誰もが円滑に移動できる環境を整備するため、主要駅周辺等の、駅や公共施設等を結ぶ 都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの バリアフリー化を引き続き進めていきます。

また、鉄道駅において、移動等の円滑化のためエレベーター等の整備を進めるとともに、 安全確保のためホームドア等の整備を更に促進していきます。

誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で同行者など他の者と一緒に活動に参加し、共に楽しむことができる環境整備を進めるため、東京都福祉のまちづくり条例等による整備基準に基づき、建築物や公共交通、道路、公園等において一層のバリアフリー化を進めていきます。整備に当たっては、全ての人が安全で快適に移動できるよう、様々な利用者の視点に立って、ハード・ソフトー体的整備を推進していきます。

区市町村における旅客施設や生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路等の面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、区市町村による移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の策定を支援します。

また、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例による整備基準等に基づき、出入口等の幅の確保やスロープの設置、様々な利用者に配慮したトイレの整備など、建築物のバリアフリー化をより一層進めていきます。



具体的施策の体系

1 施策目標と計画事業の体系

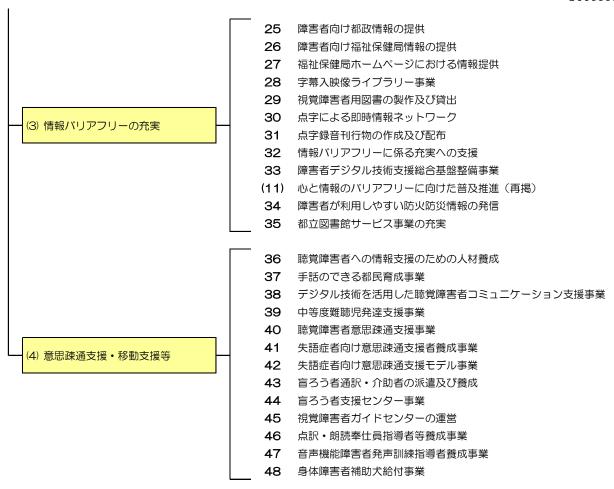
施策目標 I 共生社会実現に向けた取組の推進

1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組

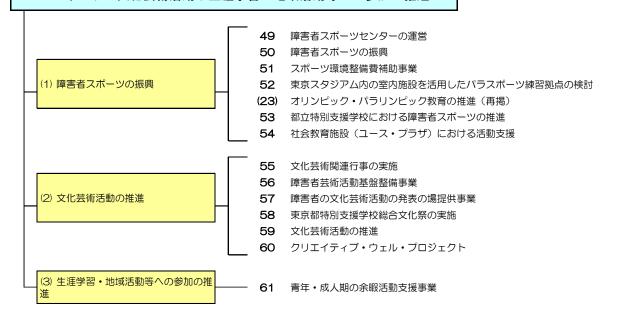
共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 2 東京都職員採用試験・選考制度 3 公職選挙実施に伴う障害者への配慮 駐車禁止規制の適用除外措置 4 (1) 障害者差別の解消を推進する取組 5 東京都立大学における社会福祉学の研究・教育 6 広聴活動の充実 7 入学試験受験条件の整備・充実 8 学修環境の充実 9 人的サービスの充実 10 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 11 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進 12 心のバリアフリーサポート企業連携事業 13 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 14 ヘルプマークの推進 (2) 障害及び障害者に対する理解促進と 心のバリアフリーの推進 15 ヘルプカード活用促進事業 16 生活環境改善普及事業 17 障害に関するシンボルマークの周知・普及 18 ふれあいフェスティバルの開催 19 精神保健知識の普及・啓発 20 福祉教育の充実 21 広報活動の充実 22 特別支援教育の理解啓発の推進 23 オリンピック・パラリンピック教育の推進 24 東京都立特別支援学校アートプロジェクト展







2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進







3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

